

第1章 保健医療計画作成の趣旨

1 計画策定の背景と趣旨

平成25年3月に策定した「和歌山市地域保健医療計画」（以下「本計画」）をもとに、市民一人ひとりが健康で生きがいのある人生を送ることができるよう、健康づくりから疾病予防、救急医療やリハビリテーションに至る包括的な保健医療体制の整備に努めてきました。

近年、和歌山市においても、少子高齢化の進行や社会情勢のめまぐるしい変化から、生活習慣病や様々な慢性疾患等がますます増加しています。また、子育て不安の増加やストレスの増大、精神的な疾患の増加、子どもや高齢者等への虐待やドメスティック・バイオレンス等の社会問題が顕著となり、さらに新興感染症や再興感染症、また薬剤耐性（AMR）についても大きな問題となっており、市民の健康を取り巻く課題は複雑多様化しています。

また、東日本大震災や熊本地震等、これまでの常識をはるかに超える大災害を経験しました。近い将来発生が危惧されている南海トラフ巨大地震の大災害に備えることが大きな課題となっています。

加えて、2025年に向けた地域医療構想が策定され、それに向けた病床変革の実行や和歌山市高齢者福祉計画・介護保険事業計画との整合性の確保が必要です。このため、今後は「治す医療」にとどまらない「治し支える医療」への質的変換が求められます。

このような背景の中、本計画では生涯を通じた心とからだの健康づくりや、複雑多様化する市民のニーズに即応する、包括的な保健医療サービスの提供及び地域包括ケアシステムの構築を目指します。

2 計画の性格

本計画は、本市において、保健及び医療の施策を推進する上での基本的な指針となるものです。

- (1) 本計画は、和歌山県保健医療計画と整合性を保ちつつ、本市において取り組むべき保健医療施策の推進の基本となるものです。
- (2) 本計画は、「和歌山市長期総合計画」、「和歌山市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「和歌山市健康危機管理指針」、「和歌山市障害者計画」、「和歌山市子ども子育て支援事業計画」、「健康わかやま21」等に整合性を有するものです。
- (3) 本計画は、和歌山市地域保健医療協議会、和歌山市保健所運営協議会、健康わかやま21策定委員会等の場を通じ、また、保健、医療、福祉関係団体等との連携に努め、広く市民の参加を求めつつ推進を図るものです。

3 計画の期間

本計画は、平成30年度を初年度とし、平成35年度までのおおむね6年間に展開すべき施策の基本を示すものです。

なお、計画期間の中間年に当たる3年目は介護保険事業計画の改定年にあたるため、在宅医療等について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときには本計画を変更することとします。また、計画期間内において、本市及び社会情勢の変化に対応するため、必要があると認められるときは改めて見直しを行うものとします。